

第3回 青森市総合計画審議会 第3分科会 議事要旨

【日 時】平成30年8月21日（火）18：30～19：20

【場 所】青森市役所 第2庁舎2階 庁議室

【出席者】福岡裕美子分科会長、成田祥耕委員、前田保委員、工藤昭委員、寺林直子委員計5名

【欠席者】なし

【オブザーバー・傍聴者等】なし

【関係部局】太田市民部参事兼人権男女共同参画課課長事務取扱、館山福祉部長兼福祉事務所長、福井福祉部参事兼福祉政策課長事務取扱、金澤障がい者支援課長、花田介護保険課長、土岐高齢者支援課長、浦田保健部長、奥崎教育委員会事務局参事兼総務課長事務取扱、岸田市民病院事務局理事 計9名

【事務局】館山企画調整課長、須藤企画調整課主幹、宮崎企画調整課主査 計3名

【配付資料】

- ・次第
- ・資料1_基本構想答申前後の主なスケジュール
- ・資料2_各行政分野の課題及び目指すべき方向性
- ・資料3_新総合計画と旧総合計画の基本構想比較表（案）
- ・資料3参考資料_新総合計画と旧総合計画の構成比較表（施策）（案）
- ・資料4_「新たな青森市総合計画 基本構想」素案

【会議の概要】

○今後の主なスケジュール及び第1回総括分科会で決定した各行政分野の課題及び方向性等の配付資料の内容を説明した後、基本構想の素案等について、各委員が意見を出し合った。

（事務局）

- ・資料1_基本構想答申前後の主なスケジュールについて説明
- ・平成30年7月26日に開催された総括分科会において決定された、資料2_各行政分野の課題及び目指すべき方向性と、資料3_新総合計画と旧総合計画の基本構想構成比較表（案）について説明

（委員）

資料3について

衛生的な生活環境の確保とは具体的にどういう視点なのでしょうか。

(事務局)

資料2の16ページ下段に記載しているとおり、犬猫の引取頭数や食品衛生対策の課題があり、「食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、犬や猫などをはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることで、衛生的な生活環境を確保します。」という方向性案が「衛生的な生活環境の確保」に関連することになります。

その他質疑無く各委員了承。

(事務局)

・資料4_「新たな青森市総合計画 基本構想」素案について説明

(委員)

資料2や資料4で、「進めます」や「取り組みます」などの表現が出てきますが、具体的な取組みはいつの段階で出てくるのか。

(事務局)

今後、皆様に御審議していただく基本計画部分になります。基本計画を策定していく際に、主な取り組みも含めて、細かい作業に入っていきます。基本構想の答申をしていただいた後になります

(委員)

冊子でまとめるときか。

(事務局)

答申が終わると細かい作業に入るので10月くらいになるかと思います。

(委員)

答申の後か。

(事務局)

そうです。答申の後に、皆様からいただいた細かい意見とかもありますので、そちらも含めて事務局で案を策定してお示しし、直すところ、足りないところを足してもらえればと思います。

(委員)

資料4の4ページの施策の方向性の(3)について。

就労の促進、雇用率の向上とあります。新聞紙上でも出ていますとおり、国の省庁が大変なことをやっている（障害者雇用率の水増しの話）。あれは国会でも論争になると思いますよ。

手帳を持ってない人、あるいは知的障害者の場合、愛護手帳を持っていない人を雇用しているという。解釈の仕方っていえばそれまでになるかもしれませんが、資格もない医者が判定しているという、そういう事態もあるということもいっぱい出てきていますよね。市の方は無いと思うのですが、これは調査していますか。

（事務局）

市の内部の話であれば人事課となります。

（事務局）

直接人事課の業務に携わってはいないものの、市の職員の障がい者法定雇用率は人事課で把握していて、人事課で法定雇用率を算出する際に手帳を確認しているはずなので、間違いはないと思います。各企業に対する法定雇用率の呼びかけというのは、福祉部サイドというよりは経済部サイドの方での取り組みになっていきますので、委員が言われたものはこちらでは把握できていないという状況です。

（委員）

とりわけ雇用率は何%までいきますか。

（事務局）

今ちょっと数字を持っておりませんので、後ほど確認します。

（委員）

市の社会福祉協議会のほうでも、知的・身体障害者の雇用をしているのですが、7名います。すべて手帳所有者ということで。独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構の方から障害者雇用調整金という形で出ています。7名で226万9,000円、227万円ほど年間出ています。ですから一人に換算すると、30万円越えていますね。32万円くらい。ですから新聞で賑わしている、不適切な雇用の数をもう10年も20年も続いているという。ですから、もう億の金ですよ。不正に使われている金。国会でも論争になるのだろうけど、そういう形でね、やっぱり弱者を食い物にしているというのがありますよね。それから、調整金をいただいている各省庁が億の金をもらって、それを予算として使っているという状況ですよ。非常に問題。我々障がい者団体も動こうとしているんだけど。市の方でそれはなければ良いですが、何件か出てきていますね、不正雇用。

(事務局)

委員の御質問で障害者の雇用率の話ですけれども、平成 29 年度で青森公共職業安定所管内では、2.02%になっております。

(委員)

(障がい者雇用率について) 青森県がどうなのかまだ出ていませんけど、今出ていなければ出ないと思う。

下には厳しく、上には柔軟にという感じで、最たるものだ。少しばかりの金ではない。

(委員)

資料 4 の 5 ページの施策の方向性 (1) の防災体制について。

雪対策も含めてあるのですが、雪は毎年降るわけだからその対策は何十年もやってきていますので、これは問題ないと思うのですが、ただ雪以外の災害の場合に、青森県でも太平洋沿岸の三陸沖では、やや危険性があるという想定がされていますけど、青森市は陸奥湾で地震発生しない限り、ほぼ大きな災害がないだろうという想定にはなっています。でも、最近はどうと限らず出ますから、そういう点も想定しながら計画を立てないと、と思っておりますので、よろしくをお願いします。

(委員)

これは「つよい街」で第 4 分科会担当になるので、次の総括分科会にでもご意見として挙げていきたいと思えます。ありがとうございました。

(委員)

しごと創り、ひと創り、まち創り、やさしい街、つよい街、かがやく街、すごく分かりやすい感じがします。内容的にはまだはっきり見てないので、分からないのですが、今風の分かりやすいまとめ方かなと思います。

(事務局)

資料 4 の素案ですけれども、第 3 分科会の担当しているところ以外にも読んでいただき、修正して欲しいという御意見があれば、8 月 31 日まで御連絡いただければこちらでも検討して反映させたいと思えます。

質疑が終わり終了